



なっておりますということでございます。

そこで、これらの国々のいわゆる国税収入に占める付加価値税の割合を比べてみますと、それが今お手元にお配りをさせていただきました資料の三枚目でございます。これが、要するに、国税に占める割合が、フランスが四九・七、以下、ドイツ、イタリア、イギリス、日本。日本が二二・七％ということでございます。

そこで、イギリスは二〇％だ、まだ日本は五％だ、こういう話が巷間よく言われるわけでありまして、けれども、しかし、実際に、現在でもイギリスを抜いておるといふことですから、これが例えば八％とか一〇％ということになれば、当然のことながら、イギリス、イタリアをもう完全に抜いてフランス、ドイツに近づくという状況になつてくるというふうに思います。

問題は、別にその直間比率が、今、六、四が例えば五、五になつたつてどうということないじゃないか、こういう話にもなるかもしれませんけれども、要するに、間接税というのは逆進性が問題になるということでございます。したがって、この消費税の割合が高まつていくことに対して大臣はどのような御見解をお持ちなのかというのを、まず最初にお尋ねしたいと思えます。

○麻生国務大臣 今、直間比率は、日本は六、四とよく言われますが、五七対四二・幾つぐらい、そんなもんだと思えますけれども。

社会保障と税の一体改革におきまして、これは、ここから入らないと消費税の話にならないんだと思えますが、間接税という消費税の部分の方に、

幅広く安定財源としてこちらの方にその比率を求めているということなんだと思えますが、社会保障の安定した財源確保というものと財政健全化というものと同時達成というものを考えてやっておるわけなんです。いわゆる社会保障の財源となります。税収につきましては、いわゆる高い財源調達能力というものもあります。かつ、経済動向とか景気とか人口とか、そういったものに余り左右されない。

そういった安定しているものというものを考えますと、今後、高齢化が進んでいく中であつて、少なくとも、勤労していただいている世代というものがどんどん減つてくると、それに負担が集中するということとを避けるというようなことを考えたときに、やはり消費税という間接税はこれらの特徴を今有しておりますので、そういった意味からも、社会保障の安定財源としては消費税というのは極めて大切、適切なものではないかということ、基本的な考え方としてあります。

また、消費税というものは、消費税が上がりますけれども、その上がった分が全額ほぼ社会保障関連費に、目的税とは言いませんけれども、かなりな部分そういったものに限られてきておりますので、消費税率引き上げに伴います逆進性と言われれば、低所得者対策については、基本的なところで、今申し上げたような点から見ても、給付つき税額控除とかいろいろありますけれども、そういういったものを考えますと、引き続きこういったものは、逆進性という面も十分に勘案しながら、消費税というものは今後とも社会保障等々を考え

たときには大事にしておかなければならぬもの、私どもは基本的にそう思っております。

○鈴木（克）委員 まさに安定した財源の確保という、大臣のおっしゃることは私もよくわかります。

ただ、二つ問題がありまして、今まさに御答弁の中にも出たんですが、一つは、いわゆる消費者です。当然、国民、消費者がこの税を負担するということですから、そういう意味で、犠牲と言うと大変誤解があるかもしれませんが、国民や消費者を犠牲にして、そして安定的な財源であるからということとそれをどんどん上げていく、どんどん上げると言うのとあれですが、それであるのかというのはいつあります。

それからもう一つ、今まさに大臣がおっしゃった、では、そういう方々に対してどういふわゆる手当てをしていくか、このところはまだ全体像が見えていないわけですね。

したがって、国民にしてみると、果たしてどういふ形になつていくのか。ただ、社会保障に使うんだから、おまえら負担しろよということだけでは、本当に困つてみえる方もたくさんいるわけですね。それによつて、場合によっては人生狂つてしまう方もおるかもしれません。そういう人たちに對して安心をもらうというような施策をやはりいち早く出していくべきだというふうには思っています。

ただ、基本的には我々、消費税反対でございますので、反対のおまえらに要らぬことを言われる筋じゃないというふうになれば別ですけども、

やはり、議員として、また国民の代表として、国民が安心していただけるような体制をつくっていただきたい、これは要望をさせていただきたいというふうに思います。

次に進めさせていただきませんが、平成二十五年度の税制改正法案について、七点伺ってまいりたいというふうに思っています。時間の関係もありますのでどこまで行けるかわかりませんが、そんなふうにして、させていただきたいと思えます。今一番問題なのは、やはり格差是正、それから所得再配分の機能の低下ということは本当に今大きな社会問題だと私は思っております。

そういう中で、個人所得税については、これまでの税制改革で、いわゆる勤労意欲だとか事業意欲を阻害しない、そういう観点から、課税最低限の引き上げ、税率の引き下げ、そしてその他適用範囲の拡大を通じて、累次緩和が行われてきた。しかし、その結果が、先ほど申し上げましたように、財政調整機能や所得再配分機能が低下してきたということが問題になっておるわけです。

そこで、いわゆる平成二十一年度の税制改正法の附則でも、やはり格差の是正と所得再配分機能の回復ということが言われておるわけでありまして、税率構造を見直して、そして高所得者の税負担を引き上げるといふ改革の方向が出されておる。これは御案内のとおりでございます。さらに、昨年二十四年の税制改正では、格差是正、所得再配分機能の回復、課税の適正化の観点から、給与所得控除の上限設定等の措置が講じられました。これも御案内のとおりであります。

そして、今般は、いわゆる与党大綱の中で、消費税率の引き上げや、そして復興特別所得税による負担増等にも配慮して、特に高い所得者層に絞って一定の負担増を求めるといふふうにされてきたのは御案内のとおりであります。

ただ、ここで申し上げたいのは、そういう形で高所得者に負担増を求めるといふことで流れはできてきたんですが、例えば、本改正案の中で、所得税の最高税率の見直しをやるわけでありませうけれども、具体的に、この影響を受ける所得税納税者というのは全体の〇・一％というふうに言われています。五万人ぐらいだといふふうに言われております。そして、増収額は〇・四％、金額にして、間違っているかわかりませんが、五百九十億ぐらいだといふふうに言われております。そうすると、これはもう明らかに限定的なわけですね。全体から見れば本当に限定された部分だといふふうに思います。

したがって、私がお伺いしたいのは、格差是正、それから所得再配分機能、そういった回復に向けての現在の政府のこの取り組みについて大臣がいかにお考えになっているのか、御所見をお示しいただきたいと思えます。

○竹内大臣政務官 まず、鈴木委員よく御承知のとおりだと存じますが、平成二十五年度税制改正では、所得税の最高税率につきまして、課税所得四千万円超の層に四五％の税率を設けることとしたところがございます。これにつきましては、さまざまな議論が与党内でもあったことは御承知のとおりだと思います。

これは、格差の是正や所得再配分機能の回復の観点から、高所得者層の税率を引き上げる必要がある一方で、平成二十六年四月からの消費税率の引き上げ、それからまた二十五年からの復興特別所得税による負担増等にも配慮をいたしまして、特に高い所得階層に絞って一定の負担増を求めたものでございます。

今回の所得税改正はこうしたバランスから検討を行ったものでございますが、格差是正や所得再配分機能の回復に一定の効果を発揮しているものと考えております。

なお、今後、さらに所得税の累進性を高めること等により再配分機能を回復させることにつきましては、消費税等を含めた税制全体の中で、税収の安定性の確保やそれぞれの基幹税のバランスをどう考えるかといった総合的な観点から引き続き検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○鈴木（克）委員 いずれにしても、私はやはり限定的な効果しか、今の状況であれば出ないといふふうに思っております。さらにひとつ政府の方でも御検討をいただいて、まさに格差是正に進む文字どおり格差是正が実施されるような、実行されるような、そういう税制というものをしっかりとやはり考えていっていただきたいというふうに思っております。

続いて、住宅ローン減税であります。これも何人かの委員が指摘をされたところでございますので、重なるわけでありませうけれども、私は、本当に住宅ローン減税が、この目的とする

ところは、私の聞いておるところには、消費税率引き上げの前後における駆け込み需要と、その反動等による影響を平準化し、緩和する観点からこれを導入する、こういうふう聞いておるわけがあります。

実は、ちよつと資料をお配りできなかったんですが、ここに、某みずほ銀行というところであれですけども、出した資料がありまして、「住宅ローン減税の拡充は駆け込みと反動を抑えられるか」、こういう民間の資料でございます。

ちよつとこれを御紹介させていただきますと、膨大な資料ですから、結局、結論から言うと、中低所得者層よりも高所得者層のメリットが大きい、こういうことになっておるわけですね。恩恵を最も受けるのは高所得者層である、年収八百万円以上の世帯では追加減税額が消費増税による負担増分を上回っており、消費税率引き上げ後に購入した方がお得ということになると。これはこういう一つの分析。

それから、まだあるわけですが、年収の四倍または五倍のローンを組むと想定し、今回の減税の拡充が消費税率引き上げの影響をどの程度緩和するのかを逐次試算したということでありまして、この表をずっと見ていきますと、先ほど言った結論としては、いわゆる中低所得者の皆さんよりも高所得者の方がメリットを享受するという税制であるということですね。中低所得者層への恩恵が大きいのはローンを年収の五倍以上組む場合や合計費用に占める住宅部分の割合が高くない場合であり、ローンの年収比が低い場合や、総費用に占める住

宅建設等の割合が高い場合にはメリットが小さくなるということ、いろいろあります。

まだまだ御紹介をしたいんですが、結論としては、今回の住宅ローンの目的は、先ほど申し上げましたように、消費税率引き上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影響を平準化し緩和する観点であるとするならば、やはり少し違うんじゃないですかということが、この民間の資料からも示されておることでございます。

現行は二百万ですから、これを四百万ということなんですが、この恩恵にずっと十年間浴する方というのは相当大きなローンを組む方だということになる、これは十分おわかりいただけると思うんです。そんな大きなローンを組むというのは、やはりある程度所得がありお金持ちであるということになるわけでありまして、このローン減税の効果というものは、私はやはり限定をされたものだということふうに思っています、その辺に対する御見解をお示してください。

○竹内大臣政務官 今御指摘がございました今般の住宅ローン減税でございますが、私どもといたしましては、消費税率引き上げ後の反動減が最も大きいと考えられる時期に、住宅需要を喚起するために、住宅購入層の年収、住宅の価格及び借入金額等を勘案して、消費税負担を相当程度緩和する水準に設定したものでございます。

具体的には、住宅を購入する方の大半の年収は四百万円から八百万円程度でございます、今、八百万円というのが一つ鈴木委員から御指摘がありましたけれども、このうち年収八百万円の者の

平均借入額が三千六百万円程度であるという調査が出ております。こういうことを踏まえまして、最大控除額四百万円、すなわち借入限度額四千万円掛ける控除率一％掛ける十年間としたものでございます。

今般の改正では、過去最大規模の住宅ローン減税に加え、自己資金で住宅を購入する場合の減税措置の拡充とか、住宅リフォーム減税の拡充などもあわせて行うこととしております。

また、住民税を所得税の一・五から二倍程度支払っている中低所得者層の負担を軽減する観点から、所得税で使い切れない控除額を個人住民税から控除する制度につきまして、その上限を引き上げ、より多くの層に住宅ローン減税の恩恵を行き渡らせることとしておるところでございます。

そういう意味で、この中低所得者層の皆様への配慮というものを十分に考えたというつもりでございます。さらに、こうした対応でもなお効果が限定的な所得層に對しましては、別途、良質な住宅ストックの形成を促す住宅政策の観点から、さらに適切な給付措置を講ずることとしておるところでございます。

これらの対応によりまして、結果として、住宅取得に係る消費税の負担増をかなりの程度緩和する効果が期待でき、住宅需要の平準化が図られるようになるものと考えているところでございます。高所得者層だけではなくて、中低所得者層にも相当の配慮をさせていただいたつもりでございます。

○鈴木（克）委員 今、それぞれケースも挙げて

御説明をいただいたわけでありますが、いずれにしても、効果については懐疑的な見方があることは事実でありますし、それから、恩恵を受ける所得層に偏りがあるという指摘もありますので、では、そういうものをどのような形で、まさに今言われたようにフォローしていくのか、そして改正していくのか、カバーしていくのかということをやはりお考えいただかないと、私は、これをつくったからこれでもう住宅ローンについては問題ないんだということでは決してないということをお願いしておきたいというふうに思います。

それから次に、これも西野委員が相当しつかりとおやりになりました、教育資金の一括贈与に関する贈与税の非課税措置の問題であります。

西野さんも言われたわけでありませけれども、現に今、基礎控除によって百万円までは非課税となっておりますし、また、生活費や教育費に充てるための贈与であれば、通常必要と認められる範囲の中で、一括ではなく、必要な都度贈与されるということになっておるわけですね。

しかし、何としても若年層への資産移転をしていきたいと先ほど大臣も何遍もおっしゃっていましたが、だけれども、実際にこれで本当に若年層へ資産が移転をされるのかどうかということなんです、また叱られるかもしれませんが、結果的にお金持ちがその利益を供するだけだということになると、これは、私のみならず、多くの人がやはり見ておるわけですね。

逆に言えば、いわゆる資産格差の助長が進んでしまう、こういう見方すら実はあるわけなんです

ね。言い方を平べったく言うと、お金持ちに優しくて、いわゆる資産格差が広がる制度だということにやゆする方もあるということでありますが、その辺についての御見解をお示しいただきたいと思えます。

**○麻生国務大臣** 御指摘のとおり、先ほど西野議員からも御質問があつておりましたけれども、今回の教育資金の一括贈与にかかわる贈与税の非課税措置というのは、御存じのように、たびたびやうっていてもあれなんですけれども、教育というのはある程度年数がかかるものでもありますので、まとめて等々のお話もありました。

また、高齢者の資産を若年層に早期に移転させることを考えましたときに、お金を使う世代に贈与しないと、我々の世代になって、ちよつと一丁上がりつつあるような世代に渡しても、使うところが極めて限定されておりますので、そういった意味では、子供の教育のために、何とかのためにという、要る世代にお金がということが大事なところなのではないかということで、経済の活性化を図ると同時に教育とか、教育費がないからもう一人子供が産めないとか、いろいろなこともよく聞かされますので、そういった人材育成を支援するということ観点から講じたものであります。

先ほど国税局長が答弁しておりましたけれども、既に信託会社なんかに行かれると、この種の話も、広告を、まだ法律も通っていないのに、いろいろパンフレットやらチラシやら何やら、今こういうのを考えておりますという話を聞かされまされけれども、ぜひこういった意味で、高所得者に

限らず、いろいろな意味で、預金を持っておられる高齢者の方々と、息子にはやりたくないけれども孫にはやりたいとか、もう周りにもいっぱいおられると思えますけれども、そういった方々というのがおられますので、相続税の課税強化等々を高額所得者に対してはしているところでもありますので、税制改正の全体の像としては、この税制だけを見て、資産格差の固定化を助長するものではないかということにはならないんだというようにお考えいただければと存じます。

**○鈴木（克）委員** 西野委員からの質疑の中でもありました。結局、三十歳になって使い切れなければそこにまた課税がされる、贈与税がかかるのか。それから、我々がやはりよく考えなきゃならないのは、確かに、資産の譲渡、移転を促進してお金を使ってもらおうということなんですけれども、現実はこの制度を聞きたいいわゆる一般の人たちは、千五百万も孫に出すお金どころか、あしたの生活をどうしようかという人たちもいるわけです。

だから、私は、やはりこれを、もちろん、いかぬとは言いませんけれども、制度として、もしどうしてもやるんなら、やはりそういった方々に対して必要があるんじゃないかなというふうに思っています。これがいいということ認めるわけではありませんけれども、問題はあるというふうに私は思います。しかし、本当に多くの国民は、孫に千五百万も、例えば十人孫がおつたら一億五千万ですからね、まあ当然のことですが、そんな人は本当にごく一握りの人たちである、それ以外の

多くの皆さんもいるということも、ひとつ政府としてよく考えをいただきたいというふうに思っております。

**○麻生国務大臣** 千五百万というのは、先生、知って言って言っておられるんでしょうけれども、これは上限でありまして、五百万ずつ三人に割ったってよろしいんですし、五百万ずつとか三百万ずつとか、いろいろな考え方がありますので、決してこれは千五百万以下は認めないなんということを申し上げているわけではありませんので、なるべく御指摘の点も十分に配慮して対応してまいりたいと考えております。

**○鈴木（克）委員** 続いて、これも議論が、午前中ですか、出たおたわけですが、交際費の定額控除の限度額までの全額の損金算入を容認するという流れでございます。

これは、実は私も前から、いろいろなところからの要望でそういう動きをしておりました。そういう意味では、いよいよ限度額が大きくなって、現行六百万が八百万になるわけですけれども、この方向性については私は別にどうということはないんですが、問題は、今まで政府が一定割合を損金不算入にされてきましたよね。今回、それも外れるということなんです。この要望もたくさんあります。

だけれども、問題は、政府が今まで言ってきたのは、これを経費として容認した場合には、いわゆる無駄遣いの支出を助長するだけではなくて、公正な取引を阻害することになるんだ、こういうことをずっと言い続けてきたわけですよ。私もこ

れを外すべきではないかと言ったら、そういう答弁をずっと政府はされてきたわけですね。では、今回、それは解消されたということなんですかね。私、まあ余りよくないので、どうしてもそれが理解できなくて、政府は今回、それでは、今まで言ってきたことと、どういうふうに答弁をされるのか、ぜひ一遍、国民にわかりやすく聞かせていただきたいというふうに思います。

**○麻生国務大臣** これはお断りしておきますけれども、これはこれまでいろいろ御意見があったのかと思いますけれども、この案を大臣の方から、政治家の方から申し上げたときにうなずいた主税局はゼロです、これまでの経緯がありますから。それは無理ありませんよ。

したがって、政権がかわった、政治主導だ、これでやってもらうと。これが一番中小企業を活性化させる、地域のいわゆる経済を、繁華街を、商店街を、いろいろな意味でにぎやかにさせる一番はこれと申し上げて、御納得をいただいたというか、強引にこれに私どもの方としてさせていたんだ、私どもは、中小企業として申し上げたんですけれども、安住先生というか、民主党の方からはこれを大企業にも広めろという御意見をいただいたので、ああ、時代の流れはそうなっているんだなど、正直、あのときはそう思いました。最初からそうすればよかったなと思わないでもなかったんですけれども、なかなかさようなわけにはいきませんので、まずは六百から八百、一〇%排除というか、やめということからスタートをさせていただきますました。

いずれにいたしましても、いろいろな意味で、この中小企業のところとしては、今、いろいろな形で、営業力とか資金力とかが落ちておりますので、そういった意味では、広告費が使えない、広告費は御存じのように課税はゼロですから、そういった意味では、営業活動としては同じことだと存じますので、そういった意味では、これは本来、広告費がゼロならこの交際費もゼロであっておかしくないかと、前からそう思っておりましたので、こういう形にさせていただいたというように御理解いただいて、理屈はどうかと言われれば、大臣が強引だったというふうに御理解いただくなりなんでしょうけれども、役人にこれを求められどもちよつと困るところかと存じます。

**○鈴木（克）委員** 委員長のお許しをいただければ、ぜひ一遍、当局からもこのことについて御答弁をいただきたいんですが、委員長、お許しただけですか。御指名いただければ、答弁をさせていただきます。

**○金田委員長** それでは、財務省田中主税局長。

**○田中政府参考人** 交際費の損金の不算入制度でございますが、昭和二十九年に、当時は、法人の交際費、乱費抑制という、冗費抑制という、社費を使って飲み食いをするというようなことが当時の世相で議論になって、そういう意味で、この交際費等の乱費を抑制する、それによって資本の蓄積を促進するというものでございまして、かなり税収的には大きな貢献を、二千億余の貢献をしておりますものですから、私どもも、そう簡単にはなかなか新しい哲学を見出せずに来ているわ

けです。

後からつくった哲学というわけではございませんけれども、会社のさまざまな支出の仕方みたいなものについては、かなり昔と違ってさまざまなコントロールがなされるようになってきた、特にコーポレートガバナンスといいますが、そういう議論がかなり出てきていることもあって、この冗費抑制、乱費抑制という哲学をいつまでも持つていられるかどうかという議論も一方でございまして、今回、大臣の御指導に従いまして対応させていただきます。

**○鈴木（克）委員** ある意味では、よくわかりました。

いずれにしても、多くの皆さんの要望でもありましたし、それがそういう形になったということについては、私は是とするとございしますが、どのように局長の方が御答弁されるのかなというところに関心がありましたものですから、委員長、大変ありがとうございます。

それでは、次に進めさせていただきます。

寄附税制、それから特定支出控除、交際費課税、そして贈与税等々、いわゆる検討規定というのが三党協議の中で進められたというふうに思っております。ところが、一月二十四日に与党の税制改正大綱が決定をされ、一月二十九日にこの税制改正の大綱が閣議決定をされた、その後のタイムイングで、二月二十二日にその法律案の中にこの検討規定が、先ほど言った寄附金税制とか、そういった検討規定が追加をされたということについて、私は、極めてこれは異例だなというふうには見

ておるわけですが、そういうふうになった経緯と、それから、なぜこの四項目の検討事項ということになったのか、そのところをちよつとお示しいただきたいと思えます。

**○山口副大臣** お答えをさせていただきます。

検討条項につきましては、政府・与党として二十五年度税制改正の実態的な内容を決定した後、さらに、自民、公明、民主の三党によって協議が行われました。

その中で、今御指摘の、特に寄附金税制、特定支出控除、交際費課税及び贈与税の四項目について、附則に検討条項を設けること、これらの規定を盛り込むことによって、法案の審議、成立については、国会において十分な審議時間の確保及び国民生活等に影響を及ぼさないために年度内成立が必要であることを確認して、そのために誠実に対処することというふうなことが合意をされたわけでございます。政府としても、この三党の協議結果を尊重して、税制改正法案の附則に盛り込むということを決めました。

この四項目ということに関しては、当然、三党でさらに継続をして協議をするということであろうと思えます。

**○鈴木（克）委員** いずれにしても、非常に異例なことだったというふうには私は思っていますので、今御説明を副大臣からいただいたことで了としましけれども、いずれにしても、やはり閣議決定というのには重いわけですから、その後、いわゆる滑り込むと言うのか押し込むと言うのかよくわかりませんが、そういうことは私は極めて異例だとい

うことを指摘しておきたいというふうに思います。そして、もう最後なんですけど、これは民主党にも関係をするわけでありましてけれども、民主党の議員立法に対する大臣の評価を、ぜひここで一遍お伺いをしたいというふうに思うんですね。

これは、言うまでもありませんけれども、低所得者対策、それから医療機関の高額投資に係る消費税負担への対応、住宅取得対策、車体課税の見直しに関する事項というのは、これは引き続き協議を行うというふうにされたわけですね。ところが、今回、民主党が、こういう形で、引き上げ対策法案として出してみえたということでありまして、この法案のことを、私、とやかく言うわけはありませんけれども、そういった経緯の中で、今回、民主党が議員立法でこの法案を出されたことに対して、大臣はどのように評価をされておられるのか。それから、もう一点は、今後の三党間協議に対して、このことは何か影響が出てくるのか、どういう流れになっていくのか。その二点をお伺いしたいと思います。

**○麻生国務大臣** もう鈴木先生御案内のように、これは議員立法で出ておりますので、これにつきまして行政府の立場としてどうこう言う話ではないので、これは国会において御判断をいただくといいことが私どもとして当然のことだと思っております。

ただ、一般論で申し上げれば、今言われました中で、低所得者対策、医療、住宅、車体課税等々、先般、三党合意において、引き続き検討するということになっていっていると承知をいたしておりますの

で、今後の協議の状況というものを、これは三党間でしておられるんだと思いますので、そういった税制抜本改革法の規定に沿って検討していかないとかぬということになるんだと思っております。

したがって、今、三党間の協議につきましても、政府としてお答えする立場には、正直申し上げて私の立場ではないんですけども、政府として言わせていただければ、三党間で今後の協議の状況を注視しながら、そして税制抜本改革法の規定に沿って検討していくという必要があるのではないかと考えております。

○鈴木（克）委員 以上で、時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○金田委員長 次回は、来る二十二日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとしまして、本日は、これにて散会をいたします。

午後四時五十九分散会